

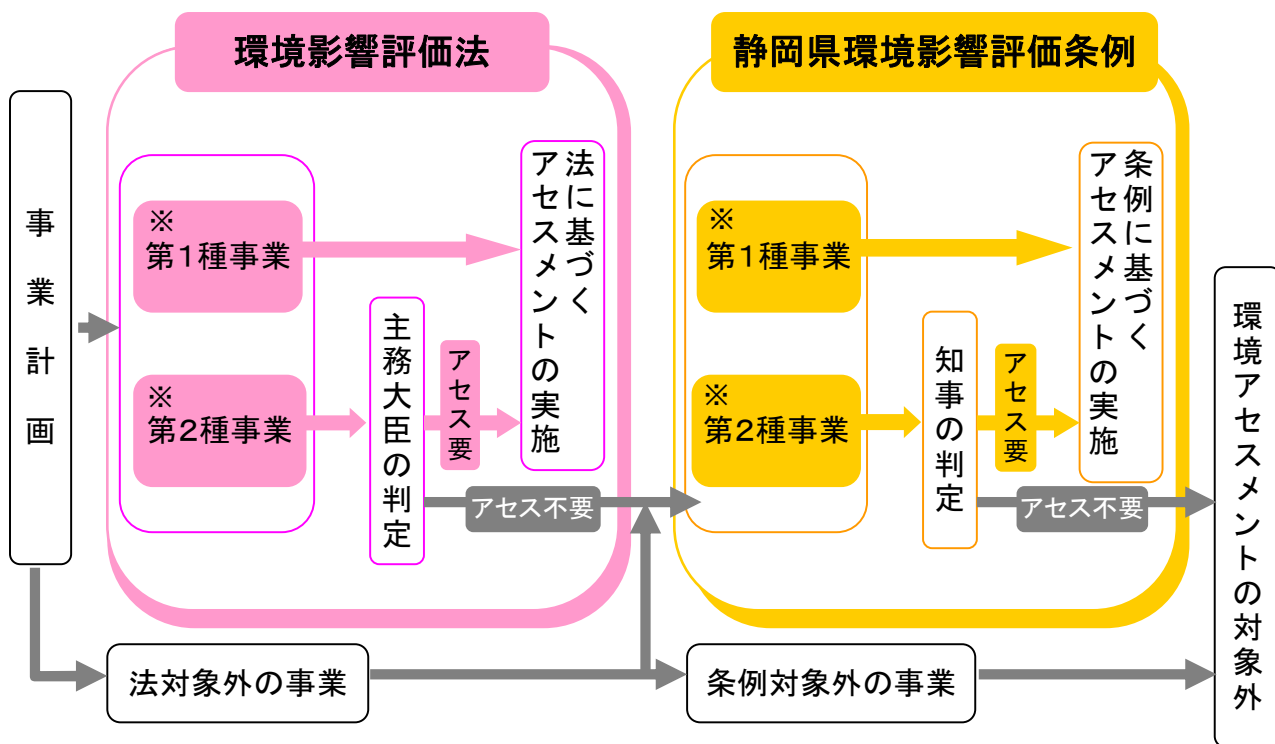
静岡県における環境アセスメント

静岡県環境影響評価条例 と 環境影響評価法

環境影響評価（環境アセスメント）は、私たちのまわりの生活環境や自然環境に影響を及ぼすおそれのある大規模な事業について、あらかじめ事業者が、現在の環境の状況の調査、事業の影響の予測、保全のための措置の評価を行い、広く行政や住民から意見を聴いた上で、よりよい事業計画を作り上げていこうとする制度であり、事業が環境の保全に十分に配慮して行われるようにすることで、私たちの健康で文化的な生活の確保に資することを目的としています。

1 環境アセスメントの対象となる事業

静岡県における環境アセスメントは、環境影響評価法又は静岡県環境影響評価条例によって行われますが、どちらが適用されるかは、次の図のようになっています。



- ※ 第1種事業…環境アセスメント必須
- ※ 第2種事業…環境アセスメントの手続を行う必要があるかどうかを個別に判定

2 静岡県の環境アセスメントの体系

静岡県環境影響評価条例(平成11年静岡県条例第36号)

静岡県環境影響評価条例施行規則(平成11年静岡県規則第51号)

(手続の詳細、対象事業の要件などを定めています。)

静岡県環境影響評価技術指針(平成11年静岡県告示第525号)

(環境アセスメントが適切に行われるための技術的な事項を定めた指針です。)

3 環境アセスメントの対象事業一覧表

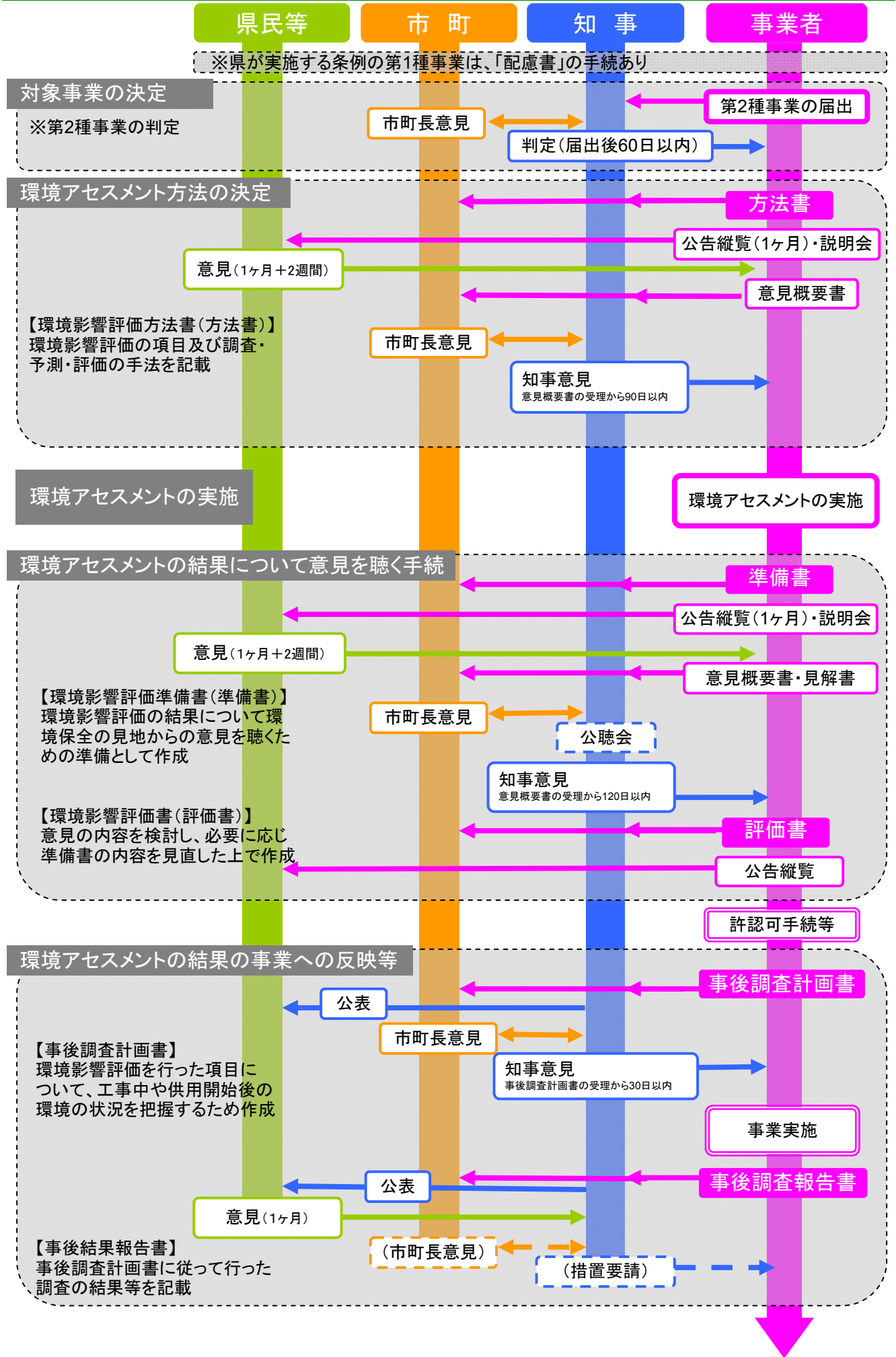
対象事業		区分	環境影響評価法		静岡県環境影響評価条例		
			第1種事業	第2種事業	第1種事業	第2種事業	特定地域
1	道路の建設	高速自動車国道	すべて	—	—	—	—
		高規格幹線道路	—	—	すべて	—	—
		一般国道等	車線数4以上かつ10km以上	車線数4以上かつ7.5km以上	車線数4以上かつ10km以上	車線数4以上かつ7.5km以上	※
		林道	幅員6.5m以上かつ20km以上	幅員6.5m以上かつ15km以上	幅員6.5m以上かつ20km以上	幅員6.5m以上かつ15km以上	※
2	ダム又は放水路の建設	ダム	貯水面積100ha以上	貯水面積75ha以上	貯水面積100ha以上	貯水面積75ha以上	※
		放水路	土地改変面積100ha以上	土地改変面積75ha以上	土地改変面積100ha以上	土地改変面積75ha以上	※
		堰	湛水面積100ha以上	湛水面積75ha以上	—	—	—
		湖沼開発	土地改変面積100ha以上	土地改変面積75ha以上	—	—	—
3	鉄道の建設	新幹線鉄道	すべて	—	—	—	—
		鉄道、軌道	10km以上	7.5km以上	10km以上	7.5km以上	※
4	飛行場の建設		滑走路長2,500m以上	滑走路長1,875m以上	滑走路長2,500m以上	滑走路長1,875m以上	※
5	発電所の建設	火力発電所	15万kW以上	11.25万kW以上	15万kW以上	11.25万kW以上	※
		水力発電所	3万kW以上	2.25万kW以上	3万kW以上	2.25万kW以上	※
		地熱発電所	1万kW以上	7,500kW以上	—	—	—
		原子力発電所	すべて	—	—	—	—
		風力発電所	1万kW以上	7,500kW以上	7,500kW以上	1,000kW以上	※
		太陽光発電所	4万kW以上	3万kW以上	敷地面積50ha以上又は森林伐採面積20ha以上	敷地面積20ha以上	※※
6	廃棄物処理施設の建設	ごみ焼却施設	—	—	処理能力1日200t以上	処理能力1日150t以上	※
		し尿処理施設	—	—	処理能力1日200kl以上	処理能力1日150kl以上	※
		最終処分場	30ha以上	25ha以上	30ha以上	15ha以上	※
		焼却施設	—	—	処理能力1日200t以上	処理能力1日150t以上	※
7	埋立又は干拓	50ha超	40ha以上	50ha以上	25ha以上	※	
8	土地区画整理事業	100ha以上	75ha以上	100ha以上	50ha以上	※	
9	新住宅市街地開発事業	100ha以上	75ha以上	100ha以上	50ha以上	※	
10	新都市基盤整備事業	100ha以上	75ha以上	100ha以上	50ha以上	※	
11	流通業務団地造成事業	100ha以上	75ha以上	100ha以上	50ha以上	※	
12	住宅団地の造成	100ha以上	75ha以上	50ha以上	—	※	
13	工業団地の造成	100ha以上	75ha以上	50ha以上	—	※	
14	農用地の造成	—	—	100ha以上	50ha以上	※	
15	残土の処分	—	—	50ha以上	25ha以上	※	
16	土石の採取	—	—	50ha以上	—	※	
17	レクリエーション施設用地の造成	—	—	50ha以上	—	※	
18	複合開発用地の造成	—	—	50ha以上	—	※	
19	下水道終末処理場の建設	—	—	敷地面積10ha以上	敷地面積7.5ha以上	※※	
20	工場等の建設	—	—	排出ガス10万Nm ³ /h以上 (バイオマスの場合: 排出ガス20万Nm ³ /h以上) 又は排出水量1万m ³ /日以上	—	—	
21	高層建築物の建設	—	—	高さ100m以上かつ 延べ面積5万m ² 以上	—	—	
22	リフトマシヨウ又はリフトホールの建設	—	—	延べ面積5万m ² 以上	—	—	
23	都市公園の建設	—	—	土地の形状の変更100ha以上	土地の形状の変更50ha以上	—	
24	河川又は海岸の改変	—	—	—	—	※	

★ 詳細は、環境影響評価法施行令別表第1及び静岡県環境影響評価条例施行規則別表第1を御覧ください。

静岡市及び浜松市には、環境アセスメントに関する独自の条例が整備されていますので、静岡市内及び浜松市内で実施される事業についての環境アセスメントは、各市の条例に基づいて実施されます。

※: 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条の特別保護地区、自然公園法第20条の特別地域又は第22条の海域公園地区、自然環境保全法第25条の特別地区又は第27条の海域特別地区、静岡県立自然公園条例第19条の特別地域、静岡県自然環境保全条例第13条の特別地区内の土地の形状を変更する面積5ha以上
 ※※: 上記地区及び地域内の敷地面積5ha以上

4 条例に基づく環境アセスメント手続の流れ



5 環境アセスメントの対象となる項目(主なもの)

調査、予測及び評価の対象となる主な項目(環境要素)は、次のとおりです。

- 大気環境(大気質・音・振動・臭い・局地風・その他)
- 水環境(水質・底質・地下水・その他)
- 地形・地質(地盤・地下水・河川・海況・その他)
- 文化財
- 人と自然の触れ合い活動の場
- 土壌環境
- 動物・植物・生態系
- 廃棄物
- 景観
- 地球環境

6 環境アセスメントの実施

事業者は、選定された項目に基づいて、調査・予測・評価を実施します。

	内容	主な手法
調査	予測・評価をするために必要な地域の環境情報を収集するための調査を行います。	○既存の資料等を集めて整理する方法 ○実際に現地で測定や観察する方法 など
予測	事業の実施により周辺の環境がどのように変化するのかを予測します。	○理論に基づく計算 ○モデルによる実験 ○既存の事例の引用又は解析 など
評価	事業を行った場合の周辺の環境への影響について検討します。	○環境保全に関する基準や目標等を達成しているか。 ○事業者が実行可能な最大限の対策がとられているか。

7 事後調査

事業者は、環境アセスメントの実施時に予測や環境保全措置等に不確実性がある場合は、工事中及び供用後の環境の状態や環境保全対策の効果等を把握するために調査を行います。

8 静岡県の環境アセスメントに関する情報・お問い合わせ

静岡県暮らし・環境部環境局生活環境課環境影響評価班 ホームページをご覧ください、下記までお問い合わせください。

静岡県 環境影響評価

検索

静岡県暮らし・環境部環境局 生活環境課

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号(静岡県庁西館6階)
電話 054-221-2255 FAX 054-221-3665
電子メール seikan@pref.shizuoka.lg.jp

令和2年4月